



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.6

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Afghanistan, Brazil, Burkina Faso, Côte d'Ivoire, Djibouti, DR Congo, Ghana, Jordan, Kenya, Nigeria, South Africa, Tanzania, Tunisia, Venezuela, Zambia

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程を想起し、

これまでの締約国会議(ASP)において、国際刑事裁判所(ICC)の実効性及び信頼性の向上に向けた議論が継続的に行われてきたことを想起し、

ICC は、不処罰なき世界を実現させ、国際平和と安全の維持に重要な役割を果たす機関であることを再確認し、

ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪に対する不処罰を防ぐために ICC が不可欠な機関であることを認識し、

ICC は各国の刑事裁判所管轄権を補完するものであることを留意し、

重大な国際犯罪を訴追する第一義的な責任は各国にあることを強調し、

各国が国際犯罪に対して刑事管轄権を行使することは各国の義務であることを再確認し、

締約国は ICC に対して全面的に協力する義務があることを改めて強調し、

国際刑事責任の必要性を認識しつつ、国家主権を尊重することを重要視し、

これらの課題を踏まえ、ICC が公正性、独立性及び正当性を備えた国際司法機関としてその役割を十分に果たすことができるよう、実効性及び信頼性の向上に向けた制度改革の必要性を強調し、

1. 締約国に対し、補完性原則に基づき、国家主権を尊重するように強く促す:
 - a. 重大な国際犯罪について、各国が第一義的に国内の司法制度を通じて訴追を行うことを促す、
 - b. 国内において訴追を行う能力または意思がない場合に限り、ICC が介入するという補完性原則を重視することを再確認する；
2. 締約国に対し、現職国家元首の免責は原則及び部分的に認めるように促す:
 - a. ASP の下に委員会を設置することを要請する、
 - b. 委員会において、現職国家元首を調査することを要請する、
 - c. 調査内容を ICC に報告し、ICC 内で免責についての協議を行うことを要請する；